

○水俣市戸建木造住宅耐震対策等事業補助金交付要綱

令和7年5月1日告示第73号

水俣市戸建木造住宅耐震対策等事業補助金交付要綱

水俣市戸建木造住宅耐震対策等事業補助金交付要綱（平成29年告示第66号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、戸建木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、水俣市建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事及び耐震シェルター工事を行う者に対する補助金の交付に関して水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 補助事業 本要綱に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （2） 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、本市の市税を滞納していないものとする。
- （3） 戸建木造住宅 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- （4） 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法又は精密診断法
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第一号に示される方法
- （5） 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を点数で示したものをいう。
- （6） 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- （7） 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするための工事をいう。
- （8） 建替え設計 原則として同一敷地内で、上部構造評点が1.0未満の既存の戸建木造住宅1棟すべてを解体し、地震に対して安全な構造となる住宅を新築する工事の計画策定を行うことをいう。
- （9） 建替え工事 原則として同一敷地内で、上部構造評点が1.0未満の

既存の戸建木造住宅1棟すべてを解体し、地震に対して安全な構造となる住宅を新築するための工事（原則として、建替え後の住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする工事に限る。）をいう。

（10） 耐震シェルター工事 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する工事をいう。

ア 他都道府県における評価委員会等の第三者機関による評価を受けたもの

イ 国土交通大臣又は公的機関の試験等によりその性能が評価されたもの

ウ 市長が上記ア又はイと同等以上と認めたもの

（11） 建築士事務所 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所で、水俣市内に事務所を置き、専ら建築設計を行うことを業とするものをいう。

（12） 設計者 前号で定義する建築士事務所に所属する建築士（建築士法第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ）で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会（以下「建防協」という。）が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士

イ 上記アに該当する者のほか、市長が認めた者

（13） 工事監理者 第11号で定義する建築士事務所に所属する、工事監理（建築士法第2条第8項に規定する工事監理をいう。以下同じ。）を行う建築士であって、第12号ア又はイに該当する者をいう。

（14） 工事施工業者 水俣市内に事業所又は営業所を置き、建設業を営む者をいう。

（15） 高齢者等 次に掲げるいずれかの者又は世帯をいう。

ア 高齢者（65歳以上）

イ 障がいのある方等で市長が認める者

（補助金の交付対象）

第3条 当該補助事業の目的、補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額等は別表1から別表5に定めるとおりとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、本要綱又は他の要綱に基づく同一事業への補助金の交付を過去に受けたことがないものに限る。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助

金交付申請書（様式第 1 号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

（交付決定等）

第 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（契約締結及び事業着手）

第 6 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

ただし、耐震改修設計・耐震改修工事費一括補助に係る耐震改修工事に関する契約は、第 13 条第 3 項の耐震改修設計完了確認通知を受けた後に行うことができる。

（変更申請）

第 7 条 補助事業者は、第 5 条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第 5 号）に変更の内容の分かる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第 6 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 8 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第 7 号）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助事業の中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- 3 市長は、第 1 項の規定による補助事業の廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（完了期日の変更）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第 8 号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(遂行命令)

第12条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(耐震改修設計・工事費一括補助に係る耐震改修設計完了の報告等)

第13条 耐震改修設計・工事費一括補助の補助対象となる者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告（及び補助金交付変更承認申請）書（様式第9号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、前項の申請書に変更の内容の分かる書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

3 市長は、提出された第1項の報告書及び第2項の申請書の内容を審査し、その結果を耐震改修設計完了確認（及び補助金交付決定変更承認）通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、前項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

(中間報告)

第14条 補助事業者は、耐震改修工事における耐震補強の状況を目視により確認できる時期に達したとき、又は建替え工事における既存の戸建木造住宅の解体が終了したときは、工事中間報告書（様式第11号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による中間報告があったときは、速やかに中間検査を行うものとする。

3 市長は、前項により中間検査を実施したときは、その結果を中間検査結果通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、中間検査の結果、補助事業が適切に行われていないと認めるときは、補助事業が適切に行われるよう当該補助事業者に指導するものとする。この場合において、補助事業者が指導に従わないときは、市長は補助金の交付決定を取り消すことができる。

(完了実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書

(様式第13号)に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第15号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第17条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書(様式第16号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る領収書の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第16条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

(1) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、第8条第2項若しくは第3項、又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書(様式第18号)により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示しなければならない。

(完了後の報告等)

第21条 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る住宅について調査し、又は施行者に対して報告を

求めることができる。

(補則)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補助事業名	耐震改修設計・工事費一括補助	
補助事業の目的	水俣市に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする	
補助対象者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む）	
補助対象住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる） 1 水俣市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること	
補助対象経費	補助対象住宅の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用、耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む）、工事監理及び耐震改修工事に要する費用（これらを一括して申請する場合に限る） ただし、改修前の上部構造評点が 1.0 以上である旨の資料が提出される等の理由で耐震改修工事を実施しない場合は、耐震改修工事及び工事監理に要する費用は対象外とする	
補助率及び補助限度額	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの	補助率 10 分の 9 補助限度額 157.5 万円
	昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの	補助率 60 分の 53 補助限度額 132.5 万円
	ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としないこととした場合は、耐震改修設計に要する費用の 3 分の 2 以内とし、補助限度額は 20 万円とする	

その他の事項	1 設計者が実施した耐震改修設計に基づく工事であること 2 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となるものであること 3 工事監理者が工事監理を行うものであること
--------	--

別表 2（第 3 条関係）

補助事業名	耐震改修工事費補助
補助事業の目的	水俣市に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする
補助対象者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む）
補助対象住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる） 1 水俣市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること
補助対象経費	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用（工事監理に要する費用を含まない）
補助率及び補助限度額	補助率 23% 補助限度額 60 万円
その他の事項	1 設計者が実施した耐震改修設計に基づく工事であること 2 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となるものであること 3 工事監理者が工事監理するものであること

別表 3（第 3 条関係）

補助事業名	建替え設計・工事費一括補助	
補助事業の目的	水俣市に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え設計及び建替え工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする	
補助対象者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む）	
補助対象住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 水俣市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること	
補助対象経費	耐震改修設計及び耐震改修工事を行う場合における補強設計等及び耐震改修に要する費用相当分	
補助率及び補助限度額	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの	補助率 10 分の 9 補助限度額 157.5 万円
	昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの	補助率 60 分の 53 補助限度額 132.5 万円
その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもので、かつ、原則として省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準）に適合するものであること 2 建替え後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域	

	外に存するものであること
3	工事監理者が工事監理するものであること

別表 4（第 3 条関係）

補助事業名	建替え工事費補助
補助事業の目的	水俣市に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする
補助対象者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む）
補助対象住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる） 1 水俣市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること
補助対象経費	耐震改修工事を行う場合における耐震改修に要する費用相当分
補助率及び補助限度額	補助率 23% 補助限度額 60 万円
その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもので、かつ、原則として省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準）に適合するものであること 2 建替え後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存するものであること 3 工事監理者が工事監理するものであること

別表 5（第 3 条関係）

補助事業名	耐震シェルター工事費補助
補助事業の目的	水俣市に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震シェルター工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする
補助対象者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む）
補助対象住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる） 1 水俣市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの 4 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること
補助対象経費	補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用
補助率及び補助限度額	補助率 2 分の 1 補助限度額 20 万円
その他の事項	本要綱第 2 条第 10 号に規定する耐震シェルターであること